

(新SNA推計資料)

所得・支出勘定関係項目の 推計方法と問題点

昭和51年8月

経済企画庁経済研究所
国民所得部



目 次

I. 雇用者所得の推計について	
II. 利子・配当の推計について	21
III. 債貸料および特許料の推計について	57
(第2回所得専門小委員会議事要旨)	
IV. 損害保険の推計について	75
V. 反対給付のない経常移転の推計について	95
VI. 制度部門別雇用所得および営業余剰の推計 について	105
(第3回所得専門小委員会議事要旨)	116

I 雇用者所得の推計について

1. 現行N1と新SNAにおける雇用者所得推計項目の

現 行 N1	
I	賃金・俸給 (現物給与も含む)
II	その他の給与および手当
ア	副業所得
イ	役員給料手当
ウ	チップ
エ	歳費
オ	退職金
カ	給与住宅差額家賃
III	社会保険雇主負担

(推計担当者 山田 宏)

対応

新 SNA (案)	
I	賃金・俸給
一ア	賃金・俸給 (現物給与を含む)
一イ	役員給与手当
一ウ	議員歳費等
一エ	給与住宅差額家賃
II	社会保障制度雇主負担
III	その他雇用者福祉のための雇主負担
ア	民間年金保険等への雇主負担
イ	無基金雇用者福祉帰属負担
IV	退職一時金

2. 推計方法と問題点

(1) 賃金・俸給(現物給与を含む)

ア 概念

(ア) 役員を除く雇用者の賃金・俸給所得であり、現物給与分として通勤定期券・支給した自社製品・食事等の費用を含む。二以上の仕事を持つ者の従たる仕事(副業)の従業上の地位が雇用者である場合、その所得を現行NIAでは「家計調査」(総理府統計局)等によって「副業所得」の一部として推計しているが、45年以後同調査から家計の副業収入を把握できなくなつたので、新SNAでは「就業構造基本調査」(総理府統計局)によって産業別の二重雇用比率(当該産業に従たる仕事(副業)として雇用されている者の数 ÷ 当該産業に主たる仕事(本業)として雇用されている者の数)を求め、個人ベース(従って本業のみ考慮されている)の産業別雇用者数に掛け、二重雇用分を推計する。

(4)

イ 推計方法

- (ア) 「国勢調査(45年)」(総理府統計局)の産業別(大分類)雇用者数を「労働力調査」(総理府統計局)の月別・産業別雇用者数の動きで延ばし、月別・産業別の雇用者数を求める。その際二重雇用分を加算する。
- (イ) 農、林、水産業及び公務を除く産業については、1人当たり賃金・俸給の資料として「毎月労働統計」(労働省)を利用する関係から、常勤役員分を含めたのち、事業所規模別(30人以上、5~29人、1~4人)、常雇・日雇別に雇用者数を分割する。資料は同じく「毎勤」である。
- (ウ) 「毎勤」によって事業所規模別・雇用型態別に1人当たり賃金・俸給を求め、「労働者福祉施設制度等調査」(労働省)によって現物給与をこれに加算しておく。
- (エ) 以上より産業別・月別の賃金・俸給を求め、これを四半期別・暦年別・年度別に累計する。

(5)

その際、別途推計した常勤役員の給与手当分を控除する。

(イ) 「毎勤」は運輸・通信業のうち船員分を、サービス業のうち家事サービス分及び外国公務分を調査対象としていないので、この分は別途推計する。

船員分は「船員統計」(運輸省)の員数「船員労働統計」(運輸省)の賃金等による。家事サービス分については未定。

外国公務分は新SNAでは国内所得とみなされないので、サービス業の雇用者総数から「駐留軍従業員給与実態調査」(防衛施設庁)等によって求めその人數を控除しておく。

(カ) 農業については現行N.I.では農家に雇用されている分しか推計していないので、企業や組合に雇用されている分も推計する必要がある。雇用先別に推計し積算する方法は漏れが大きくなるので、この積算値を指數としてベンチマークを延ばす方法をとる。ベンチマー

クとしては「産業連関表」の計数以外適切なものは見当らない。

(キ) 林業・水産業については現行N.I.と同様に「産業連関表」の計数をベンチマークとして延長推計する。延長指數は、前者は「決算書」(大蔵省)、「林業労働者職種別賃金調査」(労働省)等により、後者は「漁業経済調査」(農林省)等による。

(ク) 公務分は『決算書』、『地方財政統計年報』(自治省)等によって積算する。

(2) 役員給与手当

ア. 概念

(ア) 常勤および非常勤役員の給与手当で、利益処分によるものは含まない。

イ. 推計方法

(ア) 雇用者数の推計と同様に、産業別に「国勢調査(45年)」の役員数を「労働力調査(原表)」の役員数で延長し、年度平均の役員

数を求める、その際複数の企業の役員を兼ね
ているもの（二重雇用分）を考慮する。

(1) 「法人企業統計年報」（大蔵省）等によっ
て、産業別・年度別に役員の1人当たり年間
給与手当を求める。

(2) 以上より産業別・年度別に役員給与手当を
推計する。

(3) 四半期分割は「法人企業統計季報」（大蔵省）
等による。

ウ 問題点

(ア) 役員数についても二重雇用分を考慮するが、
役員のみの二重雇用比率（兼職比率）は算出
できない。雇用者（併し役員を含む）での数
値そのまま用いてよいか。

(イ) 「法人企業統計」は金融・保険業について
調査していないので、従来は「民間給与の実
態」（国税庁）で補なっていたが、47年以
降はこれからも把握できなくなっているが、
どうするか。

(3) 議員歳費等

ア 概念

(ア) 本項目は公務分の雇用者所得推計から漏れ
る議員歳費等を加算するためのものであり、
現行N.I.では衆参両院の「議員歳費」と地方
議会の「議員報酬手当」のほかに、地方につ
いては「委員等報酬」も加算している。

(イ) 新SNAでどの範囲を推計対象とするかは、
財政担当者がどの範囲を「一般政府」の人件
費支出とするかによる。

イ 推計方法

(ア) 「決算書」・「地方財政統計年報」等から
積算する。

(イ) 四半期分割は、中央については両院事務局
の資料により、地方分は中央と同比率とする。

(4) 給与住宅差額家賃

ア 概念

(ア) 雇用者が給与住宅に対して実際に支払った
家賃と、同等の賃貸住宅の市中家賃との差額

とする。

(イ) 市中家賃として、現行NIでは公営・公団・公社のものを利用していたが、新SNAでは公営・公団・公社の家賃と民間賃貸住宅の家賃とを累数で加重平均したもの用いる。

イ 推計方法

(ア) 「住宅統計調査」(総理府統計局)によつて一畠当たりの市中家賃と給与住宅家賃を求め、その差額に給与住宅の総畠数を掛け推計する。

(イ) 同調査は5年毎なので、その間は内外挿による。

(ウ) 産業別分剖は「労働者福祉施設制度等調査」等による。

ウ 問題点

(ア) 「住宅統計調査」で言う「給与住宅」には民間からの借り上げ分を含まないので、この分が推計漏れになる。

(イ) 「労福調」の「住居に関する費用」はあく

までコストであって営業余剰分を含まず、また借り上げ分はもちろん寄宿舎の給食施設の費用や従業員による住宅建設への補助あるいは住宅・宅地分譲の費用までも含むことからして、必ずしも産業分剖のための適切な資料ではない。また官公分や農林水産業分を調査していない。

(シ) チップの推計廃止について

ア・チップに2種類のものを考える。第1は売上げに奉仕料等の名目で含まれており、それを使用者が一括し労働者に再分配するもの、第2は客が従業者に直接渡すものがある。

イ・前者は「毎勤」で給与とみなしている(「毎勤調査手引」(48年) 115頁)ので、現行NIでも新SNAでも雇用者所得に含まれる。

ウ・後者は現行NIでは卸小売業及びサービス業について推計しているが、第2の意味でのチップは何産業の生産額(売上高)に含まれないものだから、その構成要素である雇用者所得に含

めるのは不合理である。これはむしろ個人間の移転であろう。また、たとえ推計するとしても、使用できる資料は25年の「個人賃金調査」(労働省)しかない。

(6) 社会保障制度雇主負担

ア. 概念

(ア) ここで言う社会保障制度には「一般政府」を構成する「社会保障基金」に属するものである。

イ. 推計方法

(ア) 各社会保障制度毎に「事業報告書」等を用いて把握する。

(イ) 産業別分割は特定産業を対象とした制度以外は、「労福調」による。但し、同調査は農林水産業分を調査していない。

(7) 民間年金・保険等への雇主負担

ア. 概念

(ア) ここで扱うのは、①税制適格退職年金(⑨に示した退職金分類のり)、②非適格年金の

うち積立金のあるもの(同イ)、③私的保険制度への雇主負担である。

イ. 推計方法

(ア) ①②は生命保険協会及び信託協会の資料で年度額を把握する。四半期分割は協会の資料によるが、産業別分割の方法は未定である。

(イ) ③は「労働者福祉施設制度等調査」の産業別の現金給与額に対する③への雇主負担額の比率による。四半期分割はできれば生命保険協会等の資料によるが、なければ等分とする。

ウ. 問題点

(ア) 農林水産業は「労福調」の調査対象外のため、③が推計できない。

(8) 無基金雇用者福祉帰属負担

ア. 概念

(ア) ここで扱うのは、①国家公務員(含三公社)無基金災害補償、②地方公務員災害補償のうち無基金のもの、③恩給(テ)の退職分類のK)、④児童手当、⑤労災付加給付金である。

1. 推計方法

(ア) ①②③及び④の官公分は、「決算書」、「
地方財政統計年報」等から年度額を積算する。

(イ) ④の民間分は「児童手当事業年報」(厚生省)
等による。産業別分割は「労福調」による。

(ウ) ⑤は「労福調」の産業別の現金給与総額に
対する⑤への雇主負担額の比率による。

(エ) 四半期分割は当局に資料のあるものはそれ
により、ないものは等分とする。

ウ. 問題点

(ア) 樹林水産業は「労福調」の調査対象でない
ので、⑤が推計できず、④の民間分の産業別
分割もできない。

(イ) 費用見舞金を本項目に含める考え方があるが、
その支給条件が労働協約や就業規則に定めら
れているものは「毎勤」の「特別に支払われ
た給与」に含まれており(「毎勤調査手引」
(48年) 113頁)、新たに加算するまでも
ない。支給条件が協約規則等に定められてい

ないものは推計不能である。

(9) 退職一時金

ア. 概念

(ア) 一般に退職金と言われているものをまとめ

退職金 { 一時金の形をとるもの { 引当金のあるもの
(退職一時金)

引当金のないもの

年金の形をとるもの { 積立金のあるもの
(退転年金)

積立金のないもの

ると次のようになる。

新SNA雇用者所得推計(案)での扱い

引当金を企業の責任で管理するもの

② 退職一時金

「中小企業退職金共済等」

⑤ "

退転年金制度から一時金として支払われるもの

④ (元の年金制度の方で扱う)

民間分

② 退職一時金

官公分：退職手当など

② "

厚生年金保険・船員保険・共済組合等によるもの

社会保険制度雇主負担

厚生年金基金

(調整年金)

③ "

統制適格退転年金

(適格年金)

④ 民間年金保険等への雇主負担金

非適格年金のうち積立金のあるもの

レ "

民間分：非適格年金のうち積立金のないもの

⑤ 無基会雇用者福祉機能負担金

官公分：恩給など

レ "

但し、レは推計不能

(イ) 以上のうち退職一時金としては a.b.c.e を推計対象とする。

(ウ) 雇用者所得としての退職金の記録は、新SNAの原則からすれば、実際の支払がなされた時点ではなく、支払義務が発生した時点によるべきであり、a.bの如く引当金のあるものは各推計期間内のその粗積増額をとる。しかし c.d.e の如く引当金のないものは支払義務の発生時点とその額は確定し難いので、支払時点で把握することとする。

1. 推計方法

(ア) 退職一時金

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{退職給与引当金粗積増額} + \text{引当金のない退職一時金支給額}}{||} \\ &= \frac{\text{同粗積増額} + \text{引当金から支給した退職一時金} + \text{引当金のない退職}}{||} \end{aligned}$$

①

$$\begin{array}{c} 0 \\ | \\ \text{一時金支給額} + \text{退職年金制度する支給される退職一時金} - \text{同一} \\ | \\ ② \qquad \qquad \qquad ③ \end{array}$$

(イ) ①のうち b 分は「税務統計から見た法人企

業の実態」により産業別に暦年額を把握する。

①のうち b 分は中小企業退職金共済の業務資料による。

②のうち官公分は「決算書」、「地方財政統計年報」等から積算する。

③のうち民間分は「国税統計年報書」により総額を把握する。

④は各年金制度の業務資料による。

(ウ) 四半期分割が必要なものは税務資料により、産業別分割が必要なものは「労福調」による。

(オ) 標準勘定及び付表作成の方針

ア. 以上12より産業別(大分類)一項目別の雇用者所得が推計できるから、これらを合計すれば統合勘定に必要な雇用者所得は求まる。

1. 付表1(経済活動別国内総生産および要素所得)の雇用者所得の推計は、以上から得られた産業別(大分類)暦年雇用者所得をコントロール・トータルとして、これを小分類へ分割する。

方法をとる。その具体的な方法は一部未開拓の部門があり、既に開拓した部門についても、実行可能性の検討は不十分にしか行なわれていない。(なお、検討結果は次回以降の委員会で発表したい。)

(20)

II. 利子配当の推計について

(推計担当者 土屋 三郎)

1. 推計作業部門の範囲

非金融企業(法人および準法人)、金融機関、一般政府、対象計民間非営利団体、家計(民間非金融個人企業を含む)の5部門について推計する。

なお、各部門の推計対象範囲の詳細は、部門分割表参照。

(問題点)

金融機関のうち、質屋、サラリーマン金融については、基礎データの入手が困難なため、推計ができない。

(注) 現行のN.Iでは、質屋帰属利子を下記の方法で推計を行なっている。

質屋帰属利子——40年基準時推計は全國質屋組合連合会資料の東京モデル地域の一店舗当たり帰属利子(質料收入一支払利子)に全國質屋数を乗じて推計し、全國規模調整(%)、個人分割合50%として推計し、それ以後は公益質

(21)